

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例（平成24年3月21日条例第4号）

最終改正:令和7年6月13日条例第30号

改正内容:令和7年6月13日条例第30号

○法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例

平成24年3月21日条例第4号

改正

平成24年6月14日条例第28号
平成24年10月10日条例第33号
平成25年3月22日条例第5号
平成25年3月22日条例第10号
平成26年3月20日条例第6号
平成27年3月19日条例第14号
平成27年6月26日条例第33号
平成27年10月13日条例第40号
平成28年3月4日条例第8号
平成28年3月23日条例第20号
平成30年3月22日条例第22号
平成31年3月19日条例第14号
令和2年3月24日条例第9号
令和5年3月1日条例第4号
令和6年3月21日条例第16号
令和6年3月21日条例第19号
令和7年3月25日条例第15号
令和7年6月13日条例第30号

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例をここに公布する。

法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例

目次

第1章 趣旨（第1条）

第2章 厚生

第1節 社会福祉法関係（第1条の2・第2条）

第1節の2 民生委員法関係（第2条の2）

第2節 生活保護法関係（第3条）

第3節 児童福祉法関係（第3条の2—第7条）

第4節 老人福祉法関係（第8条・第9条）

第5節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係（第10条—第16条）

第6節 介護保険法関係（第17条—第24条）

第7節 水道法関係（第25条—第27条）

第8節 医療法関係（第28条—第32条）

第3章 環境保全（第33条—第38条）

第4章 労働（第39条—第43条）

第5章 陸運（第44条—第46条）

第6章 建設

第1節 下水道法関係（第47条・第48条）

第2節 道路法関係（第49条—第52条）

附則

第1章 趣旨

第1条 この条例は、他の条例に定めがある場合を除くほか、法令の規定により条例に委任された基準等を定めるものとする。

第2章 厚生

第1節 社会福祉法関係

（社会福祉施設の基準）

第1条の2 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項及び次条第1項において「法」という。）第65条第1項の規定による条例で定める法第62条第1項に規定する社会福祉施設の基準は、次項から第15項までに定めるもののほか、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下この条において同じ。）にあっては女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下この条において同じ。）にあっては軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第2条第2項に定める基準を除く。）、授産施設（法第2条第2項第7号の授産施設をいう。以下この条において同じ。）

- にあつては救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)第2条から第8条まで及び第4章に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。)に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
- 2 女性自立支援施設、軽費老人ホーム及び授産施設は、入所者又は利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者又は利用者の立場に立つて処遇又はサービスの提供を行わなければならない。
 - 3 女性自立支援施設の施設長並びに軽費老人ホーム及び授産施設の長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次項において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)であつてはならない。
 - 4 女性自立支援施設、軽費老人ホーム及び授産施設は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等(以下「暴力団等」という。)の支配を受けてはならない。
 - 5 女性自立支援施設、軽費老人ホーム及び授産施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
 - 6 女性自立支援施設、軽費老人ホーム及び授産施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 7 女性自立支援施設及び授産施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
 - 8 女性自立支援施設及び授産施設又は軽費老人ホームは、前項又は省令第24条第3項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。)の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
 - 9 女性自立支援施設及び授産施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 10 女性自立支援施設及び授産施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
 - 11 女性自立支援施設及び授産施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が女性自立支援施設の施設長又は授産施設の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
 - 12 女性自立支援施設及び授産施設は、入所者又は利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに県等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 13 女性自立支援施設及び授産施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 14 女性自立支援施設及び授産施設は、入所者又は利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
 - 15 軽費老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

(無料低額宿泊所の基準)

- 第2条 法第68条の5第1項の規定による条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。この項及び第6項において「省令」という。)第1条に規定する無料低額宿泊所(以下この条において「無料低額宿泊所」という。)の基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、省令に定める基準をもって、その基準とする。
- 2 無料低額宿泊所の長は、暴力団排除条例第7条に規定する公安委員会規則で定める暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならない。
 - 3 無料低額宿泊所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
 - 4 無料低額宿泊所は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
 - 5 無料低額宿泊所は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 6 無料低額宿泊所は、省令第23条第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
 - 7 無料低額宿泊所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が無料低額宿泊所の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

第1節の2 民生委員法関係

- 第2条の2 民生委員法(昭和23年法律第198号)第4条第1項の規定による条例で定める民生委員の定数は、同項の厚生労働大臣の定める基準を参酌して、市町の区域ごとに、当該区域を管轄する市町長の意見を聴いて、知事が別に定める数とする。

第2節 生活保護法関係

- 第3条 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。)第39条第1項の規定による条例で定める保護施設の基準は、次項から第15項までに定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(以下この条において「省令」という。)に定める基準(当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準)をもって、その基準とする。
- 2 保護施設は、入所者又は利用者の意思及び人格を尊重し、常に入所者又は利用者の立場に立つて処遇を行わなければならない。
 - 3 保護施設の長は、暴力団員等であつてはならない。
 - 4 保護施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
 - 5 救護施設等(法第38条第4項に規定する医療保護施設を除く保護施設をいう。以下この条において同じ。)は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
 - 6 救護施設等は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 7 救護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

- 8 救護施設等は、前項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らしてはならない。
- 10 保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者若しくは利用者又はそれらの家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 11 救護施設等は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が救護施設等の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 12 保護施設は、入所者又は利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに県、法第19条第4項に規定する保護の実施機関、当該入所者又は当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 13 保護施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 14 保護施設は、入所者又は利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 15 法第38条第2項に規定する救護施設は、省令第10条第3項ただし書に定める基準のほか、全ての居室の定員が1人である場合は、霊安室を設けないことができる。

第3節 児童福祉法関係

（一時保護施設の基準）

第3条の2 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この節において「法」という。）第12条の4第2項の規定による条例で定める一時保護施設の基準は、次項から第12項までに定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号。以下この条において「府令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、府令第5条に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。

- 2 一時保護施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。
 - 3 一時保護施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
 - 4 一時保護施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
 - 5 一時保護施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 6 一時保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
 - 7 一時保護施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
 - 8 一時保護施設は、府令第17条第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
 - 9 一時保護施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が一時保護施設の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
 - 10 一時保護施設は、入所している児童に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 11 一時保護施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 12 一時保護施設は、入所している児童に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- （基準該当通所支援及び指定通所支援の事業の基準）

第4条 法第21条の5の4第1項第2号の規定による条例で定める基準該当通所支援の事業の基準並びに法第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定による条例で定める指定通所支援の事業の基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第54条第2項（省令第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定児童発達支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

- 2 指定通所支援の事業又は基準該当通所支援の事業を行う者（以下この条において「指定通所支援等事業者」という。）は、当該事業を利用する障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下この項及び第6条第2項において同じ。）の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援又は基準該当通所支援を提供しなければならない。
- 3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定通所支援等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定通所支援等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定通所支援等事業者は、省令第71条の14及び第79条において準用する省令第26条第5項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定通所支援等事業者は、省令第38条第3項（省令第54条の5、第54条の9、第71条、第71条の2、第71条の6、第71条の14及び第79条において準用する場合を含む。）の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定通所支援等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定通所支援等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（指定障害児通所支援事業者の指定等）

第5条 法第21条の5の15第3項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める者は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の34第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。

2 法第24条の9第3項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定による条例で定める者は、児童福祉法施行規則第25条の21の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。

（指定入所支援の事業の基準）

第6条 法第24条の12第1項及び第2項の規定による条例で定める指定入所支援の事業の基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第51条第2項（省令第57条において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定入所支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

2 指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下この条において同じ。）は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定入所支援を提供しなければならない。

3 指定障害児入所施設等の管理者は、暴力団員等であってはならない。

4 指定障害児入所施設等は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

5 指定障害児入所施設等は、省令第20条第5項（省令第57条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 指定障害児入所施設等は、省令第35条第3項（省令第57条において準用する場合を含む。）の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

7 指定障害児入所施設等は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

（2）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害児入所施設等の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。

（3）事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

（児童福祉施設の基準）

第7条 法第45条第1項の規定による条例で定める児童福祉施設の基準は、次項から第15項までに定めるもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、助産施設（法第36条に規定する助産施設をいう。以下この条において同じ。）については省令第4条、第5条（第1項を除く。）、第6条から第7条の2まで、第10条、第12条、第13条、第14条及び第14条の3に定める基準を除き、助産施設以外の施設については省令第5条第3項及び第6条に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第32条第5号に定める基準中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。

2 児童福祉施設の長は、暴力団員等であってはならない。

3 児童福祉施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

4 児童福祉施設（助産施設を除く。次項から第9項までにおいて同じ。）は、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。

5 児童福祉施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

6 児童福祉施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

7 児童福祉施設は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

8 児童福祉施設は、省令第7条の2第2項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

9 児童福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

（2）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が児童福祉施設の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

（3）事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

10 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

11 児童福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

12 児童福祉施設は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

13 省令第33条第1項の規定により保育所（法第39条第1項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）に置く調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項の規定による栄養士の免許若しくは同条第3項の規定による管理栄養士の免許を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の規定による調理師の免許を有する者でなければならない。

14 保育所は、自然及び生命の大切さ等について学ぶ機会を提供するよう努めなければならない。

15 保育所は、地域の子育て支援の拠点として、地域の乳児又は幼児及びその保護者に対して、その施設の開放、子育てに関する助言、情報の提供その他の援助等を積極的に行うとともに、地域で子育てに関わるボランティア、関係団体等との連携に努めるものとする。

第4節 老人福祉法関係

（養護老人ホームの基準）

第8条 老人福祉法（以下この節において「法」という。）第17条第1項の規定による条例で定める養護老人ホームの基準は、次項から第9項までに定めるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下この条において「省令」という。）に定

める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第2条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行わなければならない。
- 3 養護老人ホームの長は、暴力団員等であってはならない。
- 4 養護老人ホームは、省令第11条第3項ただし書に定める基準のほか、全ての居室の定員が1人である場合は、霊安室を設けないことができる。
- 5 養護老人ホームは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 6 養護老人ホームは、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 7 養護老人ホームは、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 8 養護老人ホームは、省令第23条第3項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 養護老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
（特別養護老人ホームの基準）

第9条 法第17条第1項の規定による条例で定める特別養護老人ホームの基準は、次項から第7項までに定めるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第2条第3項、第11条第4項第1号イただし書及び第55条第4項第1号イただし書に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項（省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）に定める基準中「2年間」とあるのは「5年間」と、省令第11条第4項第1号イ本文及び第55条第4項第1号イ本文に定める基準中「1人」とあるのは「4人以下」とする。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの長は、暴力団員等であってはならない。
- 4 特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 特別養護老人ホームは、省令第15条第7項（省令第59条において準用する場合を含む。）の評価（ユニット型特別養護老人ホーム（省令第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。次項において同じ。）にあっては、省令第36条第9項（省令第63条において準用する場合を含む。）の評価）の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、省令第24条第3項（省令第59条において準用する場合を含む。）の研修（ユニット型特別養護老人ホームにあっては、省令第40条第4項（省令第63条において準用する場合を含む。）の研修）の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 特別養護老人ホームの職員は、入所者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。

第5節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

（基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業の基準）

第10条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この節において「法」という。）第30条第1項第2号イの規定による条例で定める基準該当障害福祉サービスの事業の基準並びに法第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定障害福祉サービスの事業の基準は、次項から第9項までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第42条第2項（省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第125条の4並びに第136条において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定居宅介護を提供した日」とあり、省令第75条第2項（省令第93条、第93条の5、第162条、第162条の5、第173条の9、第184条、第197条、第202条、第206条、第213条、第213条の11、第213条の22及び第223条第1項において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定療養介護を提供した日」とあり、省令第170条の3第2項（省令第171条の4において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日」とあり、及び省令第206条の11第2項（省令第206条の20において準用する場合を含む。）に定める基準中「当該指定就労定着支援を提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。

- 2 指定障害福祉サービスの事業又は基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（以下この条において「指定障害福祉サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定障害福祉サービス等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定障害福祉サービス等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第24条第2項（省令第43条第1項及び第2項、第43条の4並びに第48条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第57条第4項（省令第93条、第93条の5、第162条、第162条の5、第171条、第171条の4、第173条の9、第184条、第197条、第202条、第206条、第206条の12、第206条の20及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第121条第4項（省令第125条の4において準用する場合を含む。）、第133条第4項又は第210条の5第5項（省令第213条の22において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定障害福祉サービス等事業者は、省令第33条第3項（省令第43条第1項及び第2項、第43条の4、第48条第1項及び第2項、第206条の12並びに第206条の20において準用する場合を含む。）、第68条第3項（省令第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第162条、第162条の5、第171条、第171条の4、第173条の9、第184条、第197条、第202条、第206条及び第223条第1項において準用する場合を含む。）、第212条第5項（省令第213条の11において準用する場合を含む。）又は第213条の21第4項の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定障害福祉サービス等事業所の従業者は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定障害福祉サービス等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害福祉サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- 9 省令第210条第1項(省令第213条の16において準用する場合を含む。)及び第213条の6第1項に定める基準にかかわらず、同項に規定する入所施設又は病院の敷地内に存するこれらの施設以外の建物(以下この項において「敷地内建物」という。)が、独立した建物であり、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される場合にあっては、敷地内建物を法第34条第1項に規定する共同生活援助を行う住居とすることができる。
- (指定障害福祉サービス事業者の指定等)
- 第11条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の21第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。
- 2 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の規定による条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の24の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。
- (指定障害者支援施設等の基準)
- 第12条 法第44条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定障害者支援施設等の基準は、次項から第8項までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第6条第2項第6号ロに定める基準中「利用者」とあるのは「ブザー又はこれに代わる設備を設けることその他利用者」と、省令第56条第2項に定める基準中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは「その完結の日」とする。
- 2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定障害者支援施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定障害者支援施設は、省令第22条第4項の規定による評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、省令第42条第3項の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定障害者支援施設の従業者は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定障害者支援施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定障害者支援施設の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業員に対する研修を定期的に行うこと。
- (障害福祉サービス事業の基準)
- 第13条 法第80条第1項の規定による条例で定める障害福祉サービス事業(施設を必要とするものに限る。以下この条において同じ。)の基準は、次項から第8項までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第2項に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第9条第2項(省令第50条、第55条、第61条、第61条の8、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)に定める基準中「当該療養介護を提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令第37条ただし書(省令第55条、第70条及び第88条において準用する場合を含む。)、第57条第1項ただし書及び第89条第4項に定める基準中「離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認める地域」とする。
- 2 障害福祉サービス事業を行う者(以下この条において「障害福祉サービス事業者」という。)は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 前項の事業を行う事業所(以下この条において「障害福祉サービス事業所」という。)の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 障害福祉サービス事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 障害福祉サービス事業者は、省令第16条第4項(省令第50条、第55条、第61条、第61条の8、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 障害福祉サービス事業者は、省令第25条第3項(省令第50条、第55条、第61条、第61条の8、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 障害福祉サービス事業所の職員は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 8 障害福祉サービス事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が障害福祉サービス事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (地域活動支援センターの基準)
- 第14条 法第80条第1項の規定による条例で定める地域活動支援センターの基準は、次項から第10項までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第2条第2項に定める基準を除く。)をもって、その基準とする。この場合において、省令第6条第2項に定める基準中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。
- 2 地域活動支援センターは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。

- 3 地域活動支援センターの施設長は、暴力団員等であってはならない。
- 4 地域活動支援センターは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 地域活動支援センターは、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
- 6 地域活動支援センターは、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 7 地域活動支援センターは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 8 地域活動支援センターは、前項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
- 9 地域活動支援センターの職員は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
- 10 地域活動支援センターは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が地域活動支援センターの施設長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

（福祉ホームの基準）

- 第15条 法第80条第1項の規定による条例で定める福祉ホームの基準は、次項から第10項までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第2条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第7条第2項に定める基準中「当該サービスを提供した日」とあるのは、「その完結の日」とする。
- 2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
 - 3 福祉ホームの管理人は、暴力団員等であってはならない。
 - 4 福祉ホームは、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
 - 5 福祉ホームは、その運営の内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。
 - 6 福祉ホームは、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 7 福祉ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
 - 8 福祉ホームは、前項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
 - 9 福祉ホームの職員は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
 - 10 福祉ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が福祉ホームの管理人に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

（障害者支援施設の基準）

- 第16条 法第84条第1項の規定による条例で定める障害者支援施設の基準は、次項から第8項までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第8条第2項に定める基準中「当該施設障害福祉サービスを提供した日」とあるのは「その完結の日」と、省令第10条第2項第6号ロに定める基準中「利用者」とあるのは「ブザー又はこれに代わる設備を設けることその他利用者」とする。
- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
 - 3 障害者支援施設の施設長は、暴力団員等であってはならない。
 - 4 障害者支援施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
 - 5 障害者支援施設は、省令第17条第4項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 6 障害者支援施設は、省令第35条第3項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。
 - 7 障害者支援施設の職員は、利用者に対し、障害者虐待防止法第2条第7項各号に掲げる行為をしてはならない。
 - 8 障害者支援施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が障害者支援施設の施設長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

第6節 介護保険法関係

（基準該当居宅サービス及び指定居宅サービスの事業の基準）

- 第17条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この節において「法」という。）第42条第1項第2号の規定による条例で定める基準該当居宅サービスの事業の基準並びに法第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定居宅サービスの事業の基準は、次項から第13項までに定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第1項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第39条第2項（省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の3第2項（省令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（省令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（省令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 指定居宅サービスの事業又は基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下この条において「指定居宅サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定居宅サービス等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定居宅サービス等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定居宅サービス等事業者は、省令第22条第2項（省令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第49条第2項（省令第58条において準用する場合を含む。）、第67条第2項、第79条第2項、第88条第2項、第97条第2項（省令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第113条第2項、第128条第7項（省令第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第140条の7第9項、第146条第7項、第155条の6第9項、第183条第7項（省令第192条の12において準用する場合を含む。）又は第198条第3項（省令第206条及び第216条において準用する場合を含む。）の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定居宅サービス等事業者は、省令第30条第3項（省令第39条の3、第43条、第54条、第58条、第74条、第83条及び第91条において準用する場合を含む。）、第101条第3項（省令第105条の3、第109条、第119条、第140条、第140条の15、第140条の32及び第155条において準用する場合を含む。）、第140条の11の2第4項、第155条の10の2第4項、第190条第4項（省令第192条の12において準用する場合を含む。）又は第201条第1項（省令第206条及び第216条において準用する場合を含む。）の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定居宅サービス等事業所の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定居宅サービス等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - （1）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - （2）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定居宅サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - （3）事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 9 次に掲げる事業を行う者は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供してはならない。
 - （1）省令第92条に規定する指定通所介護、省令第105条の2に規定する共生型通所介護又は省令第106条第1項に規定する基準該当通所介護の事業
 - （2）省令第110条に規定する指定通所リハビリテーションの事業
 - （3）省令第120条に規定する指定短期入所生活介護、省令第140条の14に規定する共生型短期入所生活介護又は省令第140条の26に規定する基準該当短期入所生活介護の事業
 - （4）省令第141条に規定する指定短期入所療養介護の事業
 - （5）省令第174条に規定する指定特定施設入居者生活介護の事業
- 10 前項各号に掲げる事業を行う者は、利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨（通貨に類する交換手段としての機能を有するものをいう。以下同じ。）を、利用者に提供し、又は使用させてはならない。
- 11 第9項第1号から第4号までに掲げる事業を行う者は、省令第16条に規定する居宅サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容（当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容）を超えた不要なサービスを提供してはならない。
- 12 第9項各号に掲げる事業を行う者は、当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業をいう。以下同じ。）を連想させるものとしてはならない。
- 13 第9項各号に掲げる事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。

（基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスの事業の基準）

- 第18条 法第54条第1項第2号の規定による条例で定める基準該当介護予防サービスの事業の基準並びに法第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定による条例で定める指定介護予防サービスの事業の基準は、次項から第13項までに定めるもののほか、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第3条第1項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第54条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項（省令第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項（省令第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項（省令第280条において準用する場合を含む。）及び第288条第2項に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
- 2 指定介護予防サービスの事業又は基準該当介護予防サービスの事業を行う者（以下この条において「指定介護予防サービス等事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
 - 3 前項の事業を行う事業所（以下この条において「指定介護予防サービス等事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であってはならない。
 - 4 指定介護予防サービス等事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
 - 5 指定介護予防サービス等事業者は、省令第56条第2項（省令第61条において準用する場合を含む。）、第75条第2項、第85条第2項、第94条第2項、第124条第2項、第143条第2項（省令第164条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第196条第2項（省令第215条において準用する場合を含む。）、第246条第2項（省令第264条において準用する場合を含む。）、第277条第2項（省令第280条において準用する場合を含む。）又は第290条第2項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 6 指定介護予防サービス等事業者は、省令第53条の2第3項（省令第61条、第74条、第84条及び第93条において準用する場合を含む。）、第120条の2第3項（省令第142条、第166条、第185条及び第195条において準用する場合を含む。）、第157条第4項、第208条第4項、第241条第4項（省令第262条において準用する場合を含む。）又は第271条第1項（省令第280条及び第289条において準用する場合を含む。）の研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

- 7 指定介護予防サービス等事業所の従業者は、利用者に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定介護予防サービス等事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指定介護予防サービス等事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策に従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 9 次に掲げる事業を行う者は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、利用者の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、利用者に提供してはならない。
 - (1) 省令第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションの事業
 - (2) 省令第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護、省令第165条に規定する共生型介護予防短期入所生活介護又は省令第179条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護の事業
 - (3) 省令第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業
 - (4) 省令第230条に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業
- 10 前項各号に掲げる事業を行う者は、利用者の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、利用者に提供し、又は使用させてはならない。
- 11 第9項第1号から第3号までに掲げる事業を行う者は、省令第49条の10に規定する介護予防サービス計画に記載された回数、時間その他の当該計画の内容（当該計画が作成されていない場合は、必要と認められる内容）を超えた不要なサービスを提供してはならない。
- 12 第9項各号に掲げる事業を行う者は、当該事業を行う事業所の外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又は当該事業所の運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 13 第9項各号に掲げる事業を行う事業所の名称及び当該事業所についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
（指定居宅サービス事業者の指定等）
- 第19条 法第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第126条の4の2に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。
（指定介護老人福祉施設の基準）
- 第20条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める特別養護老人ホームの入所定員の数は、30人以上とする。
- 第21条 法第88条第1項及び第2項の規定による条例で定める指定介護老人福祉施設の基準は、次項から第11項までに定めるもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イただし書に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ本文に定める基準中「1人」とあるのは「4人以下」と、省令第37条第2項（省令第49条において準用する場合を含む。）に定める基準中「2年間」とあるのは「5年間」とする。
- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者又は入居者（以下この条において「入所者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、省令第11条第7項の評価（ユニット型指定介護老人福祉施設（省令第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）にあっては、省令第42条第9項の評価）の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、省令第24条第3項の研修（ユニット型指定介護老人福祉施設にあっては、省令第47条第4項の研修）の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 指定介護老人福祉施設の従業者は、入所者等に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 指定介護老人福祉施設は、機能訓練その他必要なサービスとして、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、入所者等に提供してはならない。
- 9 指定介護老人福祉施設は、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、入所者等に提供し、又は使用させてはならない。
- 10 指定介護老人福祉施設は、その外観若しくは内装、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又はその運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 11 指定介護老人福祉施設の名称及び指定介護老人福祉施設についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
（介護老人保健施設の基準）
- 第22条 法第97条第1項から第3項までの規定による条例で定める介護老人保健施設の基準は、次項から第11項までに定めるもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第1条の2第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第38条第2項（省令第50条において準用する場合を含む。）に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
- 2 介護老人保健施設は、入所者又は入居者（以下この条において「入所者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
- 3 介護老人保健施設の管理者は、暴力団員等であってはならない。
- 4 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

- 5 介護老人保健施設は、省令第13条第7項の評価（ユニット型介護老人保健施設（省令第39条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。次項において同じ。）にあっては、省令第43条第9項の評価）の結果を公表するよう努めなければならない。
- 6 介護老人保健施設は、省令第26条第3項の研修（ユニット型介護老人保健施設にあっては、省令第48条第4項の研修）の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
- 7 介護老人保健施設の従業者は、入所者等に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
- 8 介護老人保健施設は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、入所者等に提供してはならない。
- 9 介護老人保健施設は、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、入所者等に提供し、又は使用させてはならない。
- 10 介護老人保健施設は、その外観若しくは内装、施設、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又はその運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
- 11 介護老人保健施設の名称及び介護老人保健施設についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。（介護医療院の基準）

- 第22条の2 法第111条第1項から第3項までの規定による条例で定める介護医療院の基準は、次項から第11項までに定めるもののほか、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準とし、省令第2条第2項に定める基準を除く。）をもって、その基準とする。この場合において、省令第42条第2項（省令第54条において準用する場合を含む。）に定める基準中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。
- 2 介護医療院は、入所者又は入居者（以下この条において「入所者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立ったサービスを提供しなければならない。
 - 3 介護医療院の管理者は、暴力団員等であってはならない。
 - 4 介護医療院は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。
 - 5 介護医療院は、省令第16条第7項の評価（ユニット型介護医療院（省令第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。次項において同じ。）にあっては、省令第47条第9項の評価）の結果を公表するよう努めなければならない。
 - 6 介護医療院は、省令第30条第3項の研修（ユニット型介護医療院にあっては、省令第52条第4項の研修）の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。
 - 7 介護医療院の従業者は、入所者等に対し、高齢者虐待防止法第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。
 - 8 介護医療院は、機能訓練又はリハビリテーションその他必要なサービスとして、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は依存性が強くなるおそれのある遊技を、利用時において相当と認められる程度を超えて、又は日常生活を逸脱して、入所者等に提供してはならない。
 - 9 介護医療院は、入所者等の射幸心をそそるおそれ又は遊技に対する依存性が強くなるおそれのある疑似通貨を、入所者等に提供し、又は使用させてはならない。
 - 10 介護医療院は、その外観若しくは内装、施設、設備若しくは備品若しくはこれらの配置又はその運営を、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。
 - 11 介護医療院の名称及び介護医療院についての広告の内容は、賭博又は風俗営業を連想させるものとしてはならない。（指定介護予防サービス事業者の指定等）

第23条 法第115条の2第2項第1号（法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の17の2に定める者であって、かつ、暴力団等でない者とする。

第24条 削除

第7節 水道法関係

（技術者による監督を行う水道の布設工事）

第25条 水道法（昭和32年法律第177号。以下この節において「法」という。）第31条において準用する法第12条第1項の規定による条例で定める技術者による監督を行う水道の布設工事は、法第3条第10項に定める水道の布設工事とする。

（布設工事監督者の資格）

第26条 法第31条において準用する法第12条第2項の規定による条例で定める布設工事監督者の資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。次条において「政令」という。）第5条第1項に定める資格とする。

（水道技術管理者の資格）

第27条 法第31条において準用する法第19条第3項の規定による条例で定める水道技術管理者の資格は、政令第7条第1項に定める資格とする。

第8節 医療法関係

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第28条 医療法（昭和23年法律第205号。以下この節において「法」という。）第7条の2第4項の規定による条例で定める既存の病床数及び申請に係る病床数の補正の基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この節において「省令」という。）第30条の33で定める基準をもって、その基準とする。

第29条 削除

（専属薬剤師の配置）

第30条 法第18条本文の規定による条例で定める専属の薬剤師の配置の基準は、省令第6条の6で定める基準をもって、その基準とする。（病院の人員及び施設の基準）

第31条 法第21条第1項の規定による条例で定める病院の人員及び施設の基準は、省令第19条第2項、第3項及び第5項並びに第21条で定める基準をもって、その基準とする。

（療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準）

第32条 法第21条第2項の規定による条例で定める療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準は、省令第21条の2第2項から第4項まで及び第21条の4で定める基準をもって、その基準とする。

第3章 環境保全

（指定猟法禁止区域の標識の寸法）

第33条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この章において「法」という。）第15条第14項の指定猟法禁止区域の標識の寸法は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この章において「省令」という。）第16条に定める標識に関し必要な事項を満たす寸法とする。

（鳥獣保護区の標識の寸法）

第34条 法第28条第9項において準用する法第15条第14項の鳥獣保護区の標識の寸法は、省令第33条に定める標識に関し必要な事項を満たす寸法とする。

（特別保護地区の標識の寸法）

第35条 法第29条第4項において準用する法第15条第14項の特別保護地区の標識の寸法は、省令第35条に定める標識に関し必要な事項を満たす寸法とする。

（特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識の寸法）

第36条 省令第37条第1項の特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識の寸法は、省令様式第10に定める寸法とする。

（休猟区の標識の寸法）

第37条 法第34条第7項の休猟区の標識の寸法は、省令第41条に定める標識の寸法に関する基準を満たす寸法とする。

（特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識の寸法）

第38条 法第35条第12項において準用する法第34条第7項の特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識の寸法は、省令第44条に定める標識の寸法に関する基準を満たす寸法とする。

第4章 労働

（公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練）

第39条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下この章において「法」という。）第15条の7第1項ただし書の規定による条例で定める公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下この章において「省令」という。）第3条の2で定める要件に該当する職業訓練とする。

（公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練）

第40条 法第15条の7第3項の規定による条例で定める公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練は、省令第3条の4で定める要件に該当する職業訓練とする。

（職業訓練の水準の維持向上のための基準）

第41条 法第19条第1項の規定による条例で定める職業訓練の水準の維持向上のための基準は、省令第10条から第15条まで、第20条及び第21条に定める基準をもって、その基準とする。

（無料の職業訓練）

第42条 法第23条第1項第3号の規定による条例で定める無料の職業訓練は、省令第29条の5で定める基準に該当する職業訓練とする。

（職業訓練指導員）

第43条 法第28条第1項に規定する県が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員は、省令第36条の15で定める基準に該当する者とする。

2 法第30条の2第1項に規定する県が設置する公共職業能力開発施設の行う高度職業訓練における職業訓練指導員は、省令第48条の2の2で定める基準に該当する者とする。

第5章 陸運

（新設特定道路の構造の基準）

第44条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この章において「法」という。）第10条第1項の規定による条例で定める新設特定道路の構造の基準は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）で定める基準（福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）第13条第1項に規定する特定施設整備基準（以下この章において「特定施設整備基準」という。）が同令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準）をもって、その基準とする。

（新設特定公園施設の設置の基準）

第45条 法第13条第1項の規定による条例で定める新設特定公園施設の設置の基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）で定める基準（特定施設整備基準が同令で定める基準を上回る場合にあっては、特定施設整備基準）をもって、その基準とする。

（信号機等の基準）

第46条 法第36条第2項の規定による条例で定める信号機等の基準は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）で定める基準をもって、その基準とする。

第6章 建設

第1節 下水道法関係

（流域下水道の構造の基準）

第47条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下この節において「法」という。）第25条の30第1項において準用する法第7条第2項の規定による条例で定める流域下水道の構造の基準は、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下この節において「政令」という。）第5条の8から第5条の11までに定める基準をもって、その基準とする。

（終末処理場の維持管理）

第48条 法第25条の30第1項において準用する法第21条第2項の規定による条例で定める終末処理場の維持管理は、政令第13条各号に定めるところにより行うものとする。

第2節 道路法関係

（有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識）

- 第49条 道路法(昭和27年法律第180号。以下この節において「法」という。)第24条の3の規定による標識は、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)第3条の2に定めるところにより設けるものとする。
- (県道の構造の基準)
- 第50条 法第30条第3項の規定による条例で定める県道の構造の技術的基準は、道路構造令(昭和45年政令第320号。以下この節において「政令」という。)で定める基準をもって、その基準とする。
- 2 前項の基準の適用にあっては、政令第3条第2項本文の規定により第3種第3級に該当する平地部の県道は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3種第5級に区分することができる。
- (県道に設ける道路標識の寸法)
- 第51条 法第45条第3項の規定による条例で定める県道に設ける道路標識の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)別表第2備考一の(二)の1から8まで、(五)の1から7まで並びに8の(1)及び(2)並びに備考二の(二)に定める寸法(県道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。))に係る寸法に限る。)とする。この場合において、同表備考一の(五)の2ただし書中「これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大すること」とあるのは、「文字の大きさを1.25倍、1.5倍、2倍、2.5倍若しくは3倍にそれぞれ拡大すること又は文字の縦寸法若しくは横寸法を5分の4まで縮小すること」とする。
- (立体交差とすることを要しない場合)
- 第52条 法第48条の3ただし書の規定による条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第35条第1号及び第3号に掲げる場合とする。

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 医療法第7条の2第4項の規定により既存の病床数及び申請に係る病床数の補正を行う場合における第28条の規定の適用については、当分の間、同条中「第30条の33」とあるのは、「第30条の33及び第48条」とする。
- 3 第31条及び第32条の規定の適用については、当分の間、第31条中「第21条で」とあるのは「第21条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第20条及び第22条で」と、第32条中「第21条の2第2項から第4項まで及び第21条の4」とあるのは「第21条の2第4項及び第21条の4並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第23条(第1号を除く。)」とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成36年3月31日までの間(次の表の1の項に掲げる病院にあっては、同日までの間であって、医療法施行規則(以下この項において「省令」という。)第51条の転換が完了するまでの間)における同表の第1欄に掲げる病院又は診療所に係る同表の第2欄に掲げる規定の適用については、同欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
1 省令第52条の2第1項の規定による届出がなされた病院	第31条	第19条第2項 並びに第21条	第19条第2項(第2号及び第3号を除く。) 、第21条並びに第52条の2第1項の規定により読み替えて適用される省令第52条第5項及び第6項並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第22条
2 省令第53条の2第1項の規定による届出がなされた病院	第31条	第19条第2項 並びに第21条	第19条第2項(第2号及び第3号を除く。) 、第21条並びに第53条の2第1項の規定により読み替えて適用される省令第53条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第22条
3 省令第54条の2第1項の規定による届出がなされた診療所	第32条	第21条の2第2項から第4項まで及び第21条の4	第21条の2第4項、第21条の4及び第54条の2第1項の規定により読み替えて適用される省令第54条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第23条(第1号を除く。)
4 省令第55条の2第1項の規定による届出がなされた診療所	第32条	第21条の2第2項から第4項まで及び第21条の4	第21条の2第4項、第21条の4及び第55条の2第1項の規定により読み替えて適用される省令第55条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)附則第23条(第1号及び第2号を除く。)

- 附 則(平成24年6月14日条例第28号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第1条中法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例附則第3項の改正規定及び同条例附則に1項を加える改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例附則第4項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成24年10月10日条例第33号)

改正

平成25年3月22日条例第10号

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第7節の前に6節を加える改正規定（第2条第2項（婦人保護施設及び授産施設に係る部分に限る。）及び第3項から第15項まで、第3条第2項から第14項まで、第4条第3項から第7項まで、第5条、第6条第3項から第7項まで、第7条第1項前段（助産施設以外の施設について省令第5条第3項及び第6条に定める基準を除く部分に限る。）及び後段並びに第2項から第15項まで、第8条第3項及び第5項から第9項まで、第9条第3項から第7項まで、第10条第3項から第8項まで、第11条、第12条第1項後段（省令第6条第2項第6号口に定める基準中「利用者」を「ブザー又はこれに代わる設備を設けることその他利用者」とする部分に限る。）及び第3項から第8項まで、第13条第3項から第8項まで、第14条第3項から第10項まで、第15条第3項から第10項まで、第16条第1項後段（省令第10条第2項第6号口に定める基準中「利用者」を「ブザー又はこれに代わる設備を設けることその他利用者」とする部分に限る。）及び第3項から第8項まで、第17条第3項から第8項まで、第18条第3項から第8項まで、第19条、第21条第3項から第7項まで、第22条第3項から第7項まで、第23条並びに第24条第3項から第7項までに係る部分に限る。）及び次項から附則第4項までの規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「施行日」という。）において現に存する保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。次項において同じ。）であって、乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させないものの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第4項において同じ。）については、当分の間、改正後の法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の規定にかかわらず、医務室を設けないことができる。
- 3 施行日において現に調理員を置いている保育所については、平成30年3月31日までの間、改正後の条例第7条第13項の規定は、適用しない。
- 4 施行日において現に存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の建物に設ける便所については、当分の間、改正後の条例第12条第1項又は第16条第1項の規定にかかわらず、ブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

附 則（平成25年3月22日条例第5号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月22日条例第10号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して3年を超えない期間内において、第1条の規定による改正後の法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例第2条の2の規定による知事の定めがされるまでの間は、民生委員の定数については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月19日条例第14号）

改正

平成30年3月22日条例第22号

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月13日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（認定こども園の認可等に関する条例及び認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 次に掲げる条例の規定中「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例」を「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」に改める。

（1）認定こども園の認可等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）第3条第1項

（2）認定こども園の認定要件等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年兵庫県条例第36号）附則第2項

附 則（平成28年3月4日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第20号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第22号）

改正

平成31年3月19日条例第14号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）附則第28条の規定による条例で定める既存の病床数の算定の基準は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成30年厚生労働省令第30号）第42条に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準）をもって、その基準とする。

附 則（平成31年3月19日条例第14号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日条例第9号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第26条及び第27条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月1日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第16号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月21日条例第19号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日条例第15号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月13日条例第30号）

この条例は、令和7年10月1日から施行する。
